

JIHF2025-2026 発第 051 号

令和 7 年 8 月 25 日

加盟団体 各位

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

競技事業委員長 外崎 一馬

レフェリー委員長 山内 秀貴

(公印省略)

〔通達〕 日本国内における
「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用方針について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当連盟事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本連盟では、日本国内における「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用方針を下記のとおり決定し、通達いたします。貴連盟登録チーム、指導者、選手、関係者へご周知いただきますようお願いいたします。

敬具

記

日本国内における「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用方針

- すべてのカテゴリーのプレイヤーに「首・のど用プロテクター（ネックガード）」を着用することを義務とします。
- 適用については、準備期間を考慮し、日ア連主催大会、及び全国大会(インカレ・インターハイ・国スポ)、及び全国大会の予選会等は、「令和 7 年 10 月 1 日」から実施する。それ以外の日本国内の試合に関しては、「令和 7 年 12 月 1 日」を期限とし、各加盟団体の指導のもと可能な限り速やかに適用する。
- U20 以下・女子に適用されている「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用義務に変更はありません。

以上